

金沢市環境保全条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 趣旨

本市では、公害の防止その他の環境の保全を図り、市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与するため、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号。以下「条例」といいます。）及び金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号。以下「規則」といいます。）を定めています。

このたび、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」といいます。）が改正されたことを踏まえ、規則の関係規定について、所要の改正を予定しています。

2 改正の内容

政令の一部改正（令和3年9月29日公布、令和4年10月1日施行）により、ボイラーの規制対象となる規模要件から伝熱面積に係る要件が削除されるとともに、燃焼能力の要件がバーナーに限定されないこととなりました。

金沢市の条例及び規則においては、政令の規制対象以下の規模のボイラーを規制対象としていますが、政令で伝熱面積の規模要件が削除されたことから、これを条例及び規則の規制対象とするよう、規則における伝熱面積の規模要件の上限の規定を削除します。

また、政令に合わせて、燃焼能力の要件の規定から「バーナー」の字句を削除します。

	現 行	改 正 後
規則	伝熱面積5㎡以上10㎡未満 かつ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 で1時間当たり50リットル未満	伝熱面積5㎡以上 かつ 燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当 たり50リットル未満
政令 (参考)	伝熱面積10㎡以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 で1時間当たり50リットル以上	燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当 たり50リットル以上

3 施行日

令和4年10月1日（予定・改正政令の施行日と同日）